

第11期技術士分科会における 技術士制度改革の検討報告 (概要)

令和5年1月

科学技術・学術審議会技術士分科会

1. 第10期技術士分科会で示された今後の検討事項

第10期技術士分科会では、「技術士制度改革に関する論点整理」に基づき、 多くの若手技術者や修習技術者が技術士を目指すとともに、国際的な実質的同等 性の確保や技術士資格の活用を図るため、初期専門能力開発(IPD: Initial Professional Development)から、技術士資格取得、資格取得後の継続研さん(CPD: Continuing Professional Development)及び資格活用に至る まで、生涯に亘り一貫した整合性のあるシステムの構築・改善を行うための検討を進めた。

第11期技術士分科会では、第10期技術士分科会での審議を踏まえ、**国際的な** 実質的同等性の確保の観点を十分に加味した上で、以下の項目について検討を 進めた。

- (1)技術士資格の国際的な実質的同等性の確保
- (2) 技術士試験の適正化
- (3)技術士補制度の見直し・IPD制度の整備・充実
- (4) 更新制・継続研さんの導入
- (5)総合技術監理部門の位置付けの明確化
- (6)活用促進·普及拡大

(1)技術士資格の国際的な実質的同等性の確保

- ○技術士が海外でも活躍できるよう、**技術士資格の国際的な実質的同等性 の確保の観点を十分加味した上で**、制度整備を進める。
- ○日本の技術士の海外における活躍と同時に、海外のエンジニアの日本における活躍の観点も考慮する。



- ✓ 産業のグローバル化の中で、技術士が海外で活躍するために、その資質能力を 適切に評価され不利益を被らないよう、技術士資格の国際的な実質的同等性 を確保。
- ✓ 我が国の技術士資格が他国の対応する資格と同等なものとなることを目指す。
- ⇒ 国際エンジニアリング連合(IEA)が技術者資格として定めているグローバル基準の改訂(2021年6月)※を踏まえ、平成26年技術士分科会決定「技術士に求められる資質能力(コンピテンシー)」の改訂※2 を実施。
- ※ 「エンジニア専門家と専門職の将来ニーズへの対応」「新しい技術」「最先端及び将来的な専門分野と実践領域」「国連の持続可能な開発目標(SDGs)の導入」「多様性と包摂性」「知的俊敏性、創造性、革新性」が新たに盛り込まれた。
- ※2 「問題解決」、「マネジメント」、「評価」、「コミュニケーション」、「リーダーシップ」、「技術者倫理」 **技術士であれば最低限備えるべき資質能力**。技術士はこれらの資質能力をもとに、今後、業務履行上必要な知見を深め、技術を修得し資質向上を図るように、十分な継続研さん(CPD)を行うことが求められる。

(2)技術士試験の適性化

外国人エンジニア(主に外国人留学生)が受験しやすいよう、ワシントン協定*のプログラム認定について、JABEE **2が認定したプログラムと他国のワシントン協定加盟団体が認定したプログラムを同等と見て技術士第一次試験を免除することの可否等の制度整備について検討。



- ✔ ワシントン協定は、技術者教育の実質的同等性を相互承認するための国際協定
- ✓ JABEEで認定したプログラムと、ワシントン協定に加盟している他の技術者教育認 定団体で設定したプログラムを同等と認定する。
- ⇒ 技術士一次試験が免除される教育課程を修了したものとみなす**技術士等の資** 格に関する特例を適用(令和4年度から申請受付開始)。

※エンジニアに関する教育認定制度。他の加盟団体が認定した技術者教育プログラムの修了者に対し, 自国の認定機関が認定した プログラム修了者と同様な専門技術者の免許交付や登録上の特典を与えるという,技術者教育の実質的同等性に関する国際協定。 米、加、英、豪、中、韓、日本等21カ国の団体が加盟。

※ 2 一般社団法人日本技術者教育認定機構

(3)技術士補制度の見直し·IPD制度の整備·充実

- IPD制度の整備・充実に向けて明確にすべき事項について審議を深めていきながら、IPDを 通した資質能力開発支援を達成するためのロードマップを作成。
- ステークホルダーとなるIPD活動者の所属組織や教育機関、技術士会、各学協会等が連携して活動を支援する体制整備やコミュニティー形成の方策について検討。



○日本技術士会の取組み

- ✓ 令和3年度一次試験受験者に対し、IPDに関するアンケートを実施(1,744名回答)
- ✓ IPDに対する認知度は低く、受験者が所属する多くの機関ではIPDに類する研修は行われていない一方、IPDへの参加の希望は多く寄せられた。

☆ 技術士育成取得を目標とするキャリア育成のプロトタイプ構築を目指す ☆

- ⇒技術士分科会及び文科省も協力のうえ、特色ある社内教育制度を持つ企業にIPDヒアリングを実施する(今期中は3回実施済。来期からは拡大ヒアリングを実施予定)。
- ⇒産業界、関係学会及び文科省等も参画するIPD懇談会を設置し、IPD方策立案・コミュニティーの構築などを行う。今期中は第1回懇談会を実施した。来期からは正式懇談会を実施予定。

その他、一次試験の適正化及び技術士補制度の見直しについて、IPD制度の整備等との関連性に配慮しつつ、引き続き検討を行う。

(4) 更新制・継続研さんの導入

- 技術士資格の取得後も、技術士が社会ニーズの変化にも的確に対応できるよう自己 研さんを積み、高い専門知識や技術力を維持し、また、資質能力の向上を図るよう努めることが必要。
- 技術士資格の活用を促進し、国際的な実質的同等性を確保する観点から、CPD 活動の一層の実質化を進めるべく、CPD 活動の実績を管理し、その活用を促進する公的な枠組みを構築。
- 技術士のCPD活動の実績の管理及び活用に関する事務を日本技術士会が中心となって進める。



☆文科省の取組み

日本技術士会宛てに、**CPD活動の実績の管理及び活用に係る通知**(令和3年4月26日付け)を発出・周知

- ✓ CPD活動の実績の管理及び活動の実施主体は技術士会が適当。技術士会は以下の事務を行う。
- CPDガイドラインの作成
- CPD記録の確認及び実績簿の作成
- CPD活動の普及啓発
- 技術士分科会へのCPD活動状況の報告

☆文科省の取組み(続き)

✓ CPD活動の実績の管理及び活用に関する事務と既存の登録事務との連携を確保するため、技術士法施行規則を改正(令和3年9月8日)

CPD活動の履行状況を公的に裏付ける等のため、施行規則を改正し、登録事項に資質向上の取組状況を追加、技術士登録簿に資質向上の取組状況を記載。

☆日本技術士会の取組み

- ✓ 文科省通知に基づき、CPDガイドライン等を策定し、CPD活動実績の管理及び活用制度を開始(令和3年9月~)
- ✓ 技術士分科会及び制度検討特別委員会に対し、毎年度の技術士CPD活動の状況を報告(令和4年8月2日及び令和5年1月25日)

その他、更新制の導入の必要性に係る検討については、CPD活動の実績の管理及び活用を可能とする公的枠組みのモニタリングを行いながら、引き続き検討を行う。

(5)総合技術監理部門の位置付けの明確化

- 法令において、総監は技術士の21技術部門のうちの1つであると位置付けられる一方、他の20技術部門との関係性が不明確。
- 総監は日本独自の技術部門であり、海外の資格との関係性についても議論が 不十分。



日本技術士会において、

全ての技術士に対し、下記に係る**総合技術監理部門に関するアンケートを実施** (令和 4 年 8 \sim 1 0 月)

- ・ 総監に関する技術士自身の認識の確認
- 社会全体での総監資格の活用状況及び認知度の確認
- 総監資格の制度上での問題点及び試験における要改善事項
- ⇒ 令和5年度中に総監に係る現状把握と課題の分析を行い、検討に役立てる。

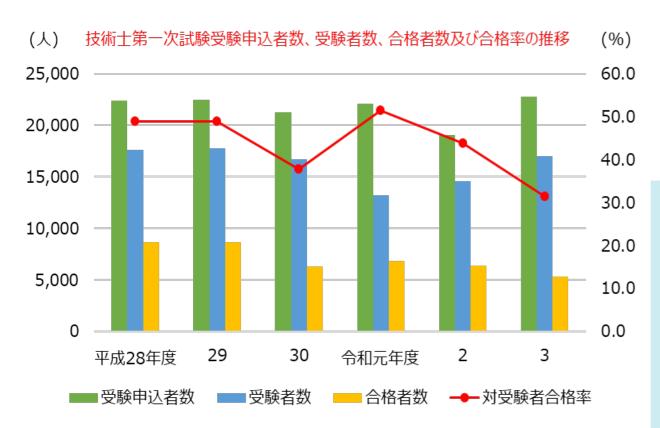
(6) 活用促進·普及拡大

- 技術士制度の活用促進・普及拡大のためには**技術士に対する需要を生み出す**ことが 重要
- 時宜にかなった社会的要請に技術士が応えられるよう、文部科学省と技術士会が連携して他省庁や産業界等に対して、技術士資格の活用を周知。

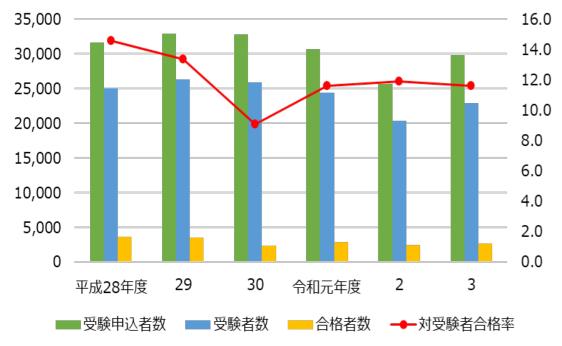


- ✓ 技術士資格については、主に建設関係では活用が進んでいるが、他の部門では活用が進んでいないことが指摘された。
- ⇒ IPDシステム導入に係る各関係機関との連携や、技術士資格活用促進を視野に入れたCPD活動の促進に向けた産業界や関係省庁への働きかけ等により、引き続き技術士資格の活用促進・普及拡大を進める。

近年の技術士試験合格者等及び技術士等登録者推移

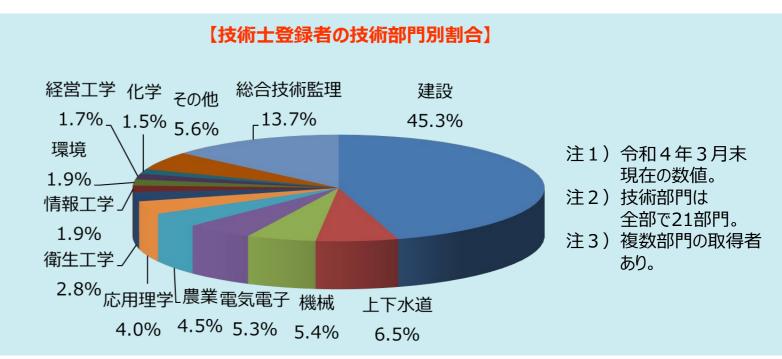


技術士第二次試験受験申込者数、受験者数、合格者数及び合格率の推移

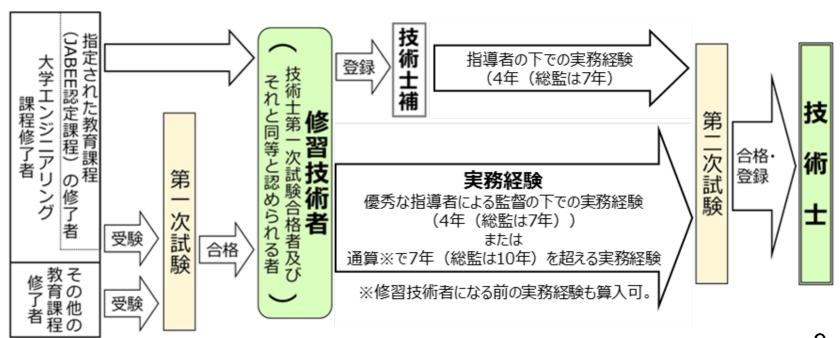


【技術士及び技術士補登録者数の推移(人)】

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
技術士	89,780	92,073	94,118	95,072	97,251
技術士補	34,193	35,948	37,668	39,941	41,379

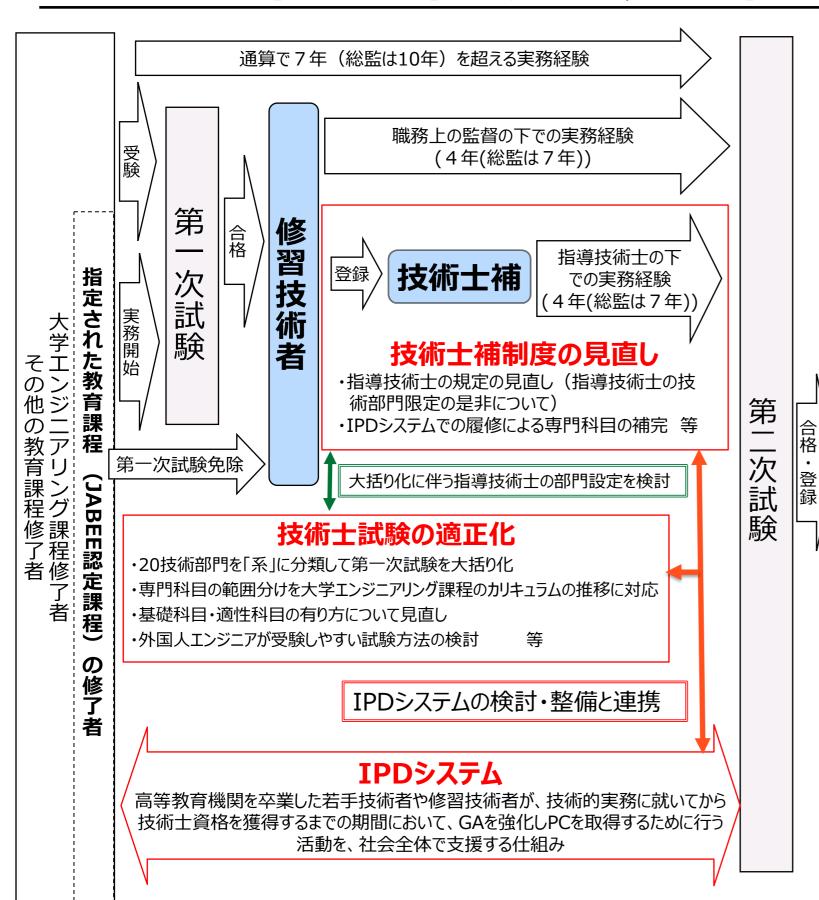


【技術士までの道のり】第一次試験に合格し、一定の実務経験を経た後、第二次試験に合格・登録



CPDで資質 能 力を高 め た技術 士

第11期技術士分科会における技術士制度改革の検討の方向性



CPD活動

技術士が技術士法で規定されている資質向上の責務を 果たすため、社会ニーズの変化に的確に対応できるような 最新の知識・技術を身につけるべく行う継続的自己研さん

> CPD活動の一層の実質化を進めるべく、CPD 活動の実績を管理し、その活用を促進する公 的な仕組みを構築(省令に規定)

継続研さん活動の実績の管理及び活用

事務の実施主体は(公社)日本技術士会 <事務内容>

1. CPDガイドラインの策定

技

術

士

- 2. CPD活動の記録の確認及び実績名簿の作成
- 3. 技術士へのCPD活動の普及啓発
- 4. 分科会へのCPD活動状況報告書の提出

総合技術監理部門の位置づけの 明確化

- ・国内外における総監の位置づけを明確にする
- ・海外の資格との関係性についても議論が必要

<アンケートにより現状把握と課題の分析を実施>

- ・総監の認識の確認
- 社会全体での総監資格の活用状況及び認知度の
- ・制度上の問題点と試験における要改善事項 等

IPD-CPDの統合システムの運用による技術士資格の社会的地位向 上・活用促進に繋げる。

【使用している略称】

IPD: Initial Professional Development (初期専門能力開発)、CPD: Continuing Professional Development (継続研さん)、 GA: Graduate Attribute (卒業生としての知識・能力)、PC: Professional Competency (専門職としての知識・能力)

資格の活用促進、国際的な実質的同等性 の確保

①公的、②産業界、③国際的において技術士が活躍できるように、 資格の活用促進・普及拡大を実施

IPDシステム及びCPD活動の社会実装を前提とした制度設計により